

子ども（未就学児）に係る均等割額の減額措置のイメージ

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）により設定されている。
- その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。※対象者数：約270人（令和4年1月1日現在）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
- ※例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 影響：公費約400万円（令和4年度）
- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 施行時期：令和4年4月

